

愛媛県版SDG s 公式ロゴマーク使用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県版SDG s 公式ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、愛媛県（以下「県」という。）が所有する。

(使用料)

第3条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用範囲)

第4条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当するときに限り、使用することができるものとする。

- (1) 愛媛県内の地方公共団体及びその関係機関が、SDG sに関する事業や普及啓発等に使用するとき。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が、SDG sに関する教育のために使用するとき。
- (3) 報道機関が、本県におけるSDG sに関する活動の報道等のために使用するとき。
- (4) その他、知事が適当と認めるとき。

(遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 愛媛県版SDG s 公式ロゴマーク使用ガイドラインに従って使用すること。
- (2) ロゴマークを使用した物品等について、商標及び意匠登録の出願をしないこと。

(使用の中止)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用の中止を命じることができる。

- (1) SDG sの趣旨に反するおそれがあるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反すると認められるとき。
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 第三者の権利を侵害するおそれがあるとき。
- (5) この要綱に定める規定に反すると認められるとき。
- (6) その他、知事が不適當と認めるとき。

2 前項の規定により、ロゴマークの使用の中止を命じられた使用者は、直ちにロゴマークの使用を止め、速やかにロゴマークを記した物品等を回収しなければならない。

(使用状況等の報告等)

第7条 知事は、使用者に対し、ロゴマークの使用状況等の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 使用者は、前項の規定による報告又は調査について、誠実に応じなければならない。

(損失補等の責任)

第8条 ロゴマークの使用に係る損失等について、県は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用の取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月17日から施行する。